審　査　基　準

令和７年11月28日作成

法　　令　　名：風営適正化法
根　拠　条　項：第２０条第１０項において準用する第９条第１項
処 分 の 概 要：遊技機の増設、交替その他の変更の承認
原権者（委任先）：島根県公安委員会
法 令 の 定 め： 　法第３条第２項（公安委員会が付した条件）、第４条第４項（承認の基準）、第２０条第１０項において準用する第９条第２項 　添付書類府令第１条第１１号（変更承認申請書の添付書類） 　規則第１条（変更承認申請書の提出）、第８条（著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の基準）、第１９条（変更の承認の申請）
審　査　基　準：
標 準 処 理 期 間：別紙のとおり
申　　請　　先：営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課（係）
問　合　せ　先：島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（0852-26-0110内線3031）
備　　考： 　法令の定めの解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（令和７年１１月２８日　警察庁生活安全局）第１２の８及び第１７の９を参照すること。

別紙

標 準 処 理 期 間：
　遊技機の増設、交替その他の変更の承認については、変更する遊技機により処理に要する期間が変動し、個別具体的な処理を要するため、標準処理期間を定めることはできないが、１２日以内で各都道府県警察の実情に応じた期間を目安として定める。また、経由機関における期間についても、各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。
　ただし、申請に係る遊技機が、法第２０条第２項の認定を受けたもの又は同条第４項の検定を受けた型式に属するもののみである場合に限る。